

## 蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害など農業者の経営努力では避けられないリスクによる園芸施設の損害に対し、農業者の経営安定を図るため、園芸施設共済への加入費用に対して、蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、農業を主たる事業として営む個人事業主又は法人格を有する団体であること。
- (2) 園芸施設共済への加入者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付申請を行う年度の4月1日から同年度の3月31日までの期間に支払を行い、当該期間に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済掛金とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、算定した額が5万円を超えるときは、5万円を限度とする。

2 補助金は、1補助対象者につき1回を限度として交付する。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金交付申請書（請求書）（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金の申請に関する誓約書（第2号様

式)

- (2) 経費の支払を証する書類又はこれに代わる書類の写し
- (3) 園芸施設共済証券の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請書の提出期限は、第3条の支払を行った年度の3月31日までとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により提出された交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その適否を決定しなければならない。

2 前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、決定の内容及び条件を付した場合にはその条件を蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金交付決定通知書(第3号様式)により、速やかに当該交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に通知しなければならない。

3 第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金不交付決定通知書(第4号様式)により、速やかに申請者に通知しなければならない。

(実績報告及び補助金額の確定)

第7条 規則第13条の規定による実績報告及び規則第14条の規定による補助金額の確定通知については、第5条の規定による交付申請及び前条の規定による交付の決定の通知をもってなされたものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 市長は、第6条第2項の規定により補助金の交付決定をしたときは、交付決定者に対し、速やかに、補助金を交付決定者の指定する口座に振り込むものとする。

(補助事業の取下げ)

第9条 申請者又は交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、遅滞なく、蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金交付申請取下書(第5号様式)により、市長に届け出なければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不適切であると認めたと  
き。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、速やかに交付決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、当該補助金の交付の決定の取消しを受けた交付決定者に対し、蒲郡市園芸施設共済加入促進事業費補助金返還命令書（第7号様式）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の補助金額の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の備付）

第12条 交付決定者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他実施の経過を明らかにする必要な書類を備えて補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（調査等）

第13条 市長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助対象期間終了後も、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な報告を求め、又は検査することができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。